

富山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、富山市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「富山市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 富山市総合事業は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的に実施する。

(事業の内容)

第4条 市長は、富山市総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 介護予防訪問介護サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス

② 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 介護予防通所介護サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス

イ 住民主体型通所サービス事業

ウ 介護予防教室事業

エ 運動器の機能向上訓練事業

オ 自立支援介護予防リハビリテーション事業

カ 口腔ケアサービス事業

③ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

② 介護予防普及啓発事業

③ 運動器の機能向上訓練事業

- ④ 地域介護予防活動支援事業
- ⑤ 一般介護予防事業評価事業
- ⑥ 介護予防訪問相談指導事業

(事業の対象者)

第5条 前条第1号に規定する事業(前条第1号①アに規定する介護予防訪問介護サービス(以下「介護予防訪問介護」という。))及び②アに規定する介護予防通所介護サービス(以下「介護予防通所介護」という。))を除く)の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示197号。以下「告示」という。)様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者(以下「事業対象者」という。))
- 2 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 事業対象者のうち、当該事業の利用が適当と認められた者
- 3 前条第2号に規定する事業の対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の有効期間)

第6条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの実施により、事業対象者と判定された日から、事業対象者と判定された日の属する月の翌月1日から起算した2年間を最長とする。

- 2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月1日より非該当とする。

(事業の実施)

第7条 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、事業を行う者として、法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定」という。)を受けた者(以下「指定事業者」という。)により実施する。

- 2 市長は、富山市総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者(事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、法第115条の47第1項の省令で定める者)に委託することができる。

(指定の申請)

第8条 前条第1項の指定を受けようとする者は、省令第140条の63の5第1項に規定する申請書または書類を事業開始予定日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(指定等の基準)

第9条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、市長が別に定める。

(指定拒否)

第10条 指定事業者の指定については、事業所が前条における指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(指定の期間)

第11条 指定事業者に係る省令第140条の63の7の市が定める期間は6年とする。

(指定の更新)

第12条 法第115条の45の6第1項の更新を受けようとする者は、現に受けている指定の有効期間満了日の1月前までに申請書を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第13条 指定事業者で、次に掲げる事項に該当する場合は、10日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき

(2) 休止した介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の事業を再開するとき

2 指定事業者は、事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

(サービスの利用手続き)

第14条 第5条第1項の規定に該当する者（以下「対象者」という。）が第4条第1号のサービス（介護予防ケアマネジメントを除く）を利用しようとするとき（保険給付費の介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、必要事項を記載した介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（第1号様式）に介護保険被保険者証を添付して、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業または介護予防サービス計画を行う地域包括支援センター等の職員が行うことができる。

(指定事業者により実施するサービス事業に要する費用の額)

第15条 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に別添1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(介護予防ケアマネジメントに要する費用の額)

第16条 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表に掲げる1単位の単価に別添1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切

り捨てて計算するものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第17条 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「サービス事業支給費」という。）の額は、第15条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80。法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の70）に相当する額とする。

(支給限度額)

第18条 事業対象者の前条に規定するサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

(サービス事業支給費に係る審査及び支払)

第19条 市長は、第16条及び第17条に規定するサービス事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により富山県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(サービス事業支給費の額の特例)

第20条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第17条に規定するサービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 第17条に規定するサービス事業支給費の額の特例に関する基準及び手続については、別に定める。
- 3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第17条に規定するサービス事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第21条 市長は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。
- 3 高額介護予防サービス費等相当事業に係る申請及び支給決定等に係る必要な様式等については、市長が別に定める。

(指導及び監査)

第22条 市長は、富山市総合事業の適切かつ有効な実施のため、富山市総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、富山市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(経過措置)

第24条 第7条第1項に規定する指定を受けようとする事業者が、次の各号のいずれかの場合に該当する場合、第11条の規定に関わらず、次の各号に定める指定の期間とする。

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされる事業者で、法に基づく指定居宅サービス事業者又は、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者(以下「サービス事業者等」という。)に係る指定を既に受けており、平成30年4月1日から第7条第1項に規定する指定を受ける場合

指定の期間 平成30年4月1日から既に指定又は指定の更新を受けている指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者に係る指定期間が満了する日まで

- (2) 前号に該当しない事業者で、サービス事業者等に係る指定を既に受けており、平成29年4月1日から第7条第1項に規定する指定を受ける場合

指定の期間 平成29年4月1日から既に指定を受けている指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者に係る指定期間が満了する日まで

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

第1号様式（第14条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

										区 分				
										新規 ・ 変更				
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号									
フリガナ														
生 年 月 日					個 人 番 号									
年 月 日														
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター														
地域包括支援センター名					地域包括支援センターの所在地					〒				
事業所番号														
					電話番号 ()									
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者														
※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。														
居宅介護支援事業所名					事業所の所在地					〒				
					電話番号 ()									
地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所を変更する場合の理由など														
※事業所を変更する場合のみ記入してください														
変更年月日 (年 月 日)														
(宛先)富 山 市 長														
上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出します														
年 月 日														
住 所														
被保険者														
氏 名														
電話番号 ()														
保 険 者 確 認 欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 地域包括支援センター番号												
		〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒												

- 注1 この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに富山市介護保険課へ提出してください。
- 注2 介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず富山市介護保険課へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 注3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

別表（第 15 条及び第 16 条関係）

サービス種類	1 単位の単価
介護予防訪問介護サービス	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定により、10 円に富山市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防通所介護サービス	単価告示の規定により 10 円に富山市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント	単価告示の規定により 10 円に富山市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

別添 1

介護予防訪問介護サービス費、介護予防通所介護サービス費及び介護予防ケアマネジメント費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月15日老認発0315第5号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

1 介護予防訪問介護サービス費

イ 訪問型サービス費（1月につき）

- (1) 1週に1回程度の場合 1,176単位
(事業対象者・要支援1・要支援2)
- (2) 1週に2回程度の場合 2,349単位
(事業対象者・要支援1・要支援2)
- (3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位
(要支援2)

注1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号、以下、「指定相当サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

- 2 イについては、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に

相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 6 訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。
- 8 イについて、利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

ロ 初回加算 200単位

注 訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（指定相当サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。））、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

- 2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理

学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ニ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業者の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長

に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 介護予防通所介護サービス費

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援 1 1,798単位
(1月につき、週1回程度の通所)
- (2) 要支援 2 3,621単位
(1月につき、週2回程度の通所)

- 注1 看護職員（指定相当サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（同条第1項に規定する通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度通所型サービスが必要とされた場合についてはイ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。
- 7 イについて、利用者が一の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。
- 8 通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (1) イ(1)を算定している場合（1月につき） 376単位
- (2) イ(2)を算定している場合（1月につき） 752単位
- 9 利用者に対して、その居宅と通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報

その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

- ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ヘ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（一）事業対象者・要支援1 88単位

（二）要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（一）事業対象者・要支援1 72単位

（二）要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（一）事業対象者・要支援1 24単位

（二）要支援2 48単位

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用

者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからルまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからルまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費

- (1) 介護予防ケアマネジメント費A（1月につき、原則的なケアマネジメント） 442単位
- (2) 介護予防ケアマネジメント費B（1月につき、簡略化したケアマネジメント） 357単位
- (3) 介護予防ケアマネジメント費C（1月につき、初回のみのケアマネジメント） 442単位

注1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。